

令和5年度 雄武町簡易水道水質検査計画

水道水の水質検査は、水道基準に適合し安全で良質であることを保証するために不可欠なものです。

水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたものです。

1. 基 本 方 針
2. 水 道 事 業 の 概 要
3. 水 質 検 査 項 目 及 び 検 査 頻 度
4. 採 水 地 点
5. 臨 時 の 水 質 検 査
6. 水 質 検 査 の 方 法
7. 採 水 及 び 運 搬 方 法 等
8. 水 質 検 査 結 果 の 確 認
9. 水 質 検 査 計 画 及 び 検 査 結 果 の 公 表
10. そ の 他 留 意 事 項

1. 基本方針

雄武町上下水道課では、町内に供給される水道水が水道基準に適合し、安全であることを保証するため、以下の方針で水質検査を実施します。

(1)検査地点

検査地点は、各浄水場の系統を代表する蛇口（給水栓）からの浄水及び各取水施設での原水を採取し実施します。

(2)検査項目

検査項目は、水道法で検査が義務付けられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について実施します。

(3)検査頻度

検査頻度は、施行規則を基準に水源の種類及び過去の検出状況等を考慮して、検査する頻度を定めます。

2. 水道事業の概要

浄水場施設の概要及び給水状況

区分	青葉第二浄水場	沢木浄水場	幌内浄水場
水源	音稲府川第3支流	元沢木川	ポン下幌内川・井戸
施設能力	3,000m ³ /日	608m ³ /日	280m ³ /日
浄水処理方式	凝集沈殿・急速ろ過	膜ろ過	緩速ろ過
給水区域	共栄の一部、開生の一部、東浜町、旭町、新日の出町、日の出仲町、日の出北町、錦町、本町、栄町、宮下町、幸町、港町、北浜町、末広町一区、末広町二区、新町、緑町、潮見町、元稲府、魚田、曙の一部、豊丘の一部	新沢木、元沢木	幌内東町、幌内上町、幌内浜町、幌内南町の一部
給水人口	3,249人	359人	178人
給水件数	1,745件	166件	97件
計画最大給水量	2,590m ³ /日	430m ³ /日	280m ³ /日

(令和3年度末実績)

3. 水質検査項目及び検査頻度

(1)水質検査項目

水質検査項目については、水道法第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省が定める水質基準に関する省令による項目（全51項目）について検査を行います。

(2)水質検査頻度

水質検査頻度については、水道法施行規則第15条第1項に基づき行います。

①毎日検査項目について

各浄水場の系統における蛇口から出てくる水道水において、色及び濁り並びに残留塩素効果に異常がない旨の検査を一日に一度行います。

②水質基準項目検査について

月に一度、厚生労働省が定める水質検査機関において各浄水場の原水及び浄水の検査を表-1のとおり行います。

なお、項目毎の検査頻度について、省略が可能な項目を勘案し次のとおり決定しました。

イ. 法令に定める項目のうち、過去の検査結果、水源状況等により検査回数を減らすことが出来る項目、検査省略が可能な項目についても、水質が良好であることを確認するために全51項目の検査を年1回行います。

ロ. 法令に定める項目のうち、1、2、9、11、34、38、39、46～51の13項目の検査は毎月行います。（一般項目検査）

ハ. 法令に定める項目のうち、10、21～31の11項目については、浄水のみ3ヶ月に1回の検査を行います。（消毒副生成物水質検査）

ニ. 法令に定める項目のうち、42及び43の2項目については、夏季において、藻類の発生に伴う臭気物質濃度上昇の可能性があるため、7～9月の3ヶ月において実施します。（臭気物質水質検査）

ホ. 法令に定める項目のうち、項目8については、水質基準値改正により、原水年1回、浄水については年4回の検査を行います。
（消毒副生成物水質検査・全項目検査）

ヘ. 法令に定める項目のうち、項目3（雄武地区のみ）については、原水のみ年12回行います。

③クリプトスポリジウム対策指標菌検査について

原水からのクリプトスポリジウム・ジアルジアの汚染状況を的確に判断するために各浄水場の原水の指標菌検査を表－２のとおり行います。

また、各浄水場では、クリプトスポリジウム対策として浄水を14日分保管し安全性の確認を行っています。

4. 採水地点

	青葉第二浄水場	沢木浄水場	幌内浄水場
浄水	学校給食センター	ホテル日の出岬	幌内歴史と生活の家
原水	音稲府川第3支流取水施設	元沢木川取水施設	ポン下幌内川取水施設・地下水源取水施設

5. 臨時の水質検査

下記のような異常等により、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を行います。

- ①水源の水質が天災等により著しく悪化したとき。
- ②水源及びその周辺において異常があったとき。
- ③水源及び給水区域、その周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④浄水処理過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事または水道施設の工事等により、水道施設等が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥その他、特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法

水質基準項目の検査は国の定めた検査方法(水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法)によって行われ、雄武町では水道法第20条第3項に規定する厚生労働省に登録されている機関に委託します。

雄武町では、紋別市花園浄水場、北海道薬剤師会公衆衛生検査センターに水質検査を委託します。

7. 採水及び運搬方法等

法定による水質検査のための採水は、雄武町職員又は水道施設管理委託機関職員が行います。

運搬方法については、採水後、役場にて一時保管後すみやかに水質検査機関の車輛にて運搬を行います。

8. 水質検査結果の確認

水質検査の結果について、検査機関に結果の根拠となる資料等を求め、適正に検査が実施されているかの確認を行います。

水質基準の項目に超過等の異常があった場合、すみやかに水質検査機関への確認及び再検査を行うとともに、超過等の原因を究明し、早期改善に努めます。

9. その他留意事項

(1)水質検査計画の変更について

水質検査計画は、毎年度改定するとともに、法及び規則、各条例改正、水質検査委託先の変更等の事情により計画内容に相違が生じた場合は改定を行います。

(2)関係者との連携について

①水質検査委託機関とは、臨時の水質検査等を迅速に行えるよう連絡体制を保ちます。

②万が一水道事故等が発生した場合は、雄武町及び浄水処理委託機関並びに関係機関との連絡を密にし、適正な浄水処理を行い、水質の安全性を確保します。

法令に基づく水質検査表

◎水質検査表 表一 1 水質基準

	項目名	基準値	原則頻度 (原水)	原則頻度 (浄水)	法的検査回数減	項目の概要		
1	一般細菌	集落数100 個/mL以下	年 1 2回	年 1 2回	月 1回	病原微生物	健康に関する項目	
2	大腸菌	不検出						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	年 1回	年 1回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 ※1	金属類		
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下						
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下						
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下						
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下						
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下						
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	年 1 2回	年 1 2回	年 4回	無機物		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	年 1回	年 4回		無機物質・消毒副生成物		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	年 1 2回	年 1 2回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 ※1	有機物		
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	年 1回	年 1回				無機物
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下						
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下						
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下						
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下						
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下						
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下						
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下						
21	塩素酸	0.6 mg/L以下			—	年 4回		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下						
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下						
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下						
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下						
26	臭素酸	0.01 mg/L以下						
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下						
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下						
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下						
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下						
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	年 1回	年 1回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 ※1	金属類	性状に関する項目	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	年 1 2回	年 1 2回	年 1回	無機物		
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	年 1回	年 1回		金属類		
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	年 1回	年 1回		無機物		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	年 1 2回	年 1 2回	月 1回	その他		
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下				無機物		
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	年 1 2回	年 1 2回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 ※1	その他		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下						
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	年 1回	年 1回	一定要件を満たす場合は年1回以上又は3年に1回以上に減じることができる。 ※1	有機物		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下						
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下						
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	年 1回	年 3回	藻の発生時期 月 1回	有機物		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下						
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	年 1 2回	年 1 2回	月 1回	その他		
46	有機物(TOC)	3.0 mg/L以下						
47	pH値	5.8以上~8.6以下	年 1 2回	年 1 2回	月 1回	その他		
48	味	異常でないこと						
49	臭気	異常でないこと						
50	色度	5度以下						
51	濁度	2度以下						

※1 基準値の1/10以下で原水に変動がない場合は、3年に1回、1/5以下の場合は年1回。

◎水質検査表 表一 1 1日1回行う検査

	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	0.1 mg/L以下

◎クリプトスポリジウム対策検査頻度 表一 2

	項目名	目標値	原則頻度 (原水)
1	嫌気性芽胞菌・大腸菌	不検出	年 4回
2	クリプトスポリジウム	不検出	年 1回
3	ジアルジア	不検出	年 1回

令和5年度水質検査回数及び日程表 (雄武町簡易水道 雄武地区)

水道名 雄武地区 (音稲府川第三支流)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
一般検査(浄水)	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	11
一般検査(原水)	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	11
全項目検査(浄水)					●								1
全項目検査(原水)					●								1
消毒副生成物12項目		●			●			●			●		4
かび臭要因物質2項目				●	●	●							3
クリプトスポリジウム					●								1
カドミウム及びその化合物(原水)	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	11

水質検査日程

検査月日	検査項目
4月 11日 (火)	・一般検査(原水・浄水) ・カドミウム及びその化合物
5月 16日 (火)	〃 ・消毒副生成物 ・カドミウム及びその化合物
6月 13日 (火)	〃 ・カドミウム及びその化合物
7月 11日 (火)	〃 ・臭気物質 ・カドミウム及びその化合物
8月 8日 (火)	・全項目検査(原水・浄水)
9月 12日 (火)	・一般検査(原水・浄水) ・臭気物質 ・カドミウム及びその化合物
10月 10日 (火)	〃 ・カドミウム及びその化合物
11月 14日 (火)	〃 ・消毒副生成物 ・カドミウム及びその化合物
12月 12日 (火)	〃 ・カドミウム及びその化合物
1月 16日 (火)	〃 ・カドミウム及びその化合物
2月 13日 (火)	〃 ・消毒副生成物 ・カドミウム及びその化合物
3月 12日 (火)	〃 ・カドミウム及びその化合物

- ◎検査委託機関名
- ・紋別市(花園浄水場) 一般検査(原水・浄水)
クリプト指標菌
 - ・一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター 全項目検査(原水・浄水)
消毒副生成物
臭気要因物質
カドミウム及びその化合物

- ◎採水場所
- 雄武町簡易水道
雄武地区
 - ・(原水) 青葉第二浄水場着水井
 - ・(浄水) 末広一区 給食センター

令和5年度水質検査回数及び日程表 (雄武町簡易水道 沢木地区)

水道名 沢木地区 (元沢木川)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
一般検査(浄水)	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	11
一般検査(原水)	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	11
全項目検査(浄水)					●								1
全項目検査(原水)					●								1
消毒副生成物12項目		●			●			●			●		4
かび臭要因物質2項目				●	●	●							3
クリプトスポリジウム					●								1

水質検査日程

検査月日	検査項目
4月 11日 (火)	・一般検査(原水・浄水)
5月 16日 (火)	” ・消毒副生成物
6月 13日 (火)	”
7月 11日 (火)	” ・臭気物質
8月 8日 (火)	・全項目検査(原水・浄水)
9月 12日 (火)	・一般検査(原水・浄水) ・臭気物質
10月 10日 (火)	”
11月 14日 (火)	” ・消毒副生成物
12月 12日 (火)	”
1月 16日 (火)	”
2月 13日 (火)	” ・消毒副生成物
3月 12日 (火)	”

- ◎検査委託機関名
- ・紋別市(花園浄水場) 一般検査(原水・浄水)
クリプト指標菌
 - ・一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター 全項目検査(原水・浄水)
消毒副生成物
臭気要因物質

- ◎採水場所
- 雄武町簡易水道
沢木地区
 - ・(原水) 沢木浄水場着水井
 - ・(浄水) ホテル日の出岬

令和5年度水質検査回数及び日程表 (雄武町簡易水道 幌内地区)

水道名 幌内地区 (ポン下幌内川)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
一般検査(浄水)	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	11
一般検査(原水)	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	11
全項目検査(浄水)					●								1
全項目検査(原水)					●								1
消毒副生成物12項目		●			●			●			●		4
かび臭要因物質2項目				●	●	●							3
クリプトスポリジウム					●								1

水道名 幌内地区 (地下水源)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
全項目検査(原水)					●								1

水質検査日程

検査月日	検査項目
4月 11日 (火)	・一般検査(原水・浄水)
5月 16日 (火)	〃 ・消毒副生成物
6月 13日 (火)	〃
7月 11日 (火)	〃 ・臭気物質
8月 8日 (火)	・全項目検査(原水・浄水)
9月 12日 (火)	・一般検査(原水・浄水) ・臭気物質
10月 10日 (火)	〃
11月 14日 (火)	〃 ・消毒副生成物
12月 12日 (火)	〃
1月 16日 (火)	〃
2月 13日 (火)	〃 ・消毒副生成物
3月 12日 (火)	〃

- ◎検査委託機関名
- ・紋別市(花園浄水場) 一般検査(原水・浄水)
クリプト指標菌
 - ・一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター 全項目検査(原水・浄水)
消毒副生成物
臭気要因物質

- ◎採水場所
- 雄武町簡易水道
幌内地区
 - ・(原水) 幌内浄水場着水井
 - ・(浄水) 幌内歴史と生活の家